

【就学支援金各手続きに関する提出書類について】

各手続きに関する提出書類は以下のとおりです。

※書類の番号は韭高第644号に記載の提出書類番号に従っています。

新規申請意向確認に係る提出書類

(現在、授業料を納付している方、就学支援金が不認定となった方)

1, 申請しない方

- ① 高等学校等就学支援金申請意向確認書

※申請しません。にチェックをして必ず提出してください。

2, 申請する方

- ① 高等学校等就学支援金申請意向確認書

- ② 【新規申請者用】就学支援金受給資格認定申請書

※申請書は両面あります。ホームページから印刷する方は両面印刷をお願いします。記入方法は、「申請書・届出書記入例」を参照してください。

- ③ 個人番号カード(写)等貼付台紙

※個人番号が確認できる書類を添付してください。

7月以降再審査のための提出書類

(現在、就学支援金受給対象の方)

1, 変更のない方または課税地のみ変更のある方

- ④ 課税地等確認書

※全ての項目で変更なしの場合も、必ず提出をお願いします。

2, 保護者等の状況に変更のある方

- ④ 課税地等確認書

- ⑤ 就学支援金収入状況届出書

※届出書は両面あります。ホームページから印刷する方は両面印刷をお願いします。記入方法は、「申請書・届出書記入例」を参照してください。

- ③ 個人番号カード(写)等貼付台紙

《個人番号を確認できる書類》以下の①～④のいずれか一つを添付

- ① 個人番号カード(マイナンバーカード)のコピー

- ② 保護者等の個人番号記載の住民票の写し

- ③ 保護者等の個人番号が記載された住民票記載事項証明書の写し

- ④ 個人番号通知カードのコピー

※記載事項に変更がないまたは令和2年5月22日以前に変更の手続きをした旨の記載のあるもののみ有効